

G20大阪サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例（案）の概要について

（１） 条例制定の背景・必要性

◇「小型無人機」の飛行に対する規制についての現状

・国では、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号。以下「ドローン法」という。）に基づき、国会議事堂や皇居等、国の重要施設の上空における小型無人機等の飛行を禁止している。また、各国首脳等が来日した際には、ドローン法に基づき、宿泊施設や訪問場所等を外務省告示により指定することで、小型無人機等の飛行を禁止している。

◇G20大阪サミット開催に伴う「小型無人機」の規制の必要性

・平成31年6月28日・29日に開催されるG20大阪サミットでは、開催期間中はドローン法により小型無人機等の飛行が規制される見込みであるが、「安全・安心なサミット」の実現のため、要人の生命、身体又は財産に対する危険の未然防止、会議の円滑な実施及び住民の福祉の基礎となる地域住民の安全の確保の観点から、府警本部と連携・協力し、警備上必要と考えられる期間や区域について規制を行う条例を制定するものである。

《小型無人機とは》

・飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の用に供することのできる機器で、構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。

（２） 条例案の概要・ドローン法との比較

	大阪府条例(案)	ドローン法(参考)
目的	・要人の生命、身体又は財産に対する危険の未然防止 ・会議の円滑な実施 ・地域住民の安全の確保	・国の重要な施設等に対する危険の未然防止 ・国政の中枢機能等及び良好な国際関係の維持 ・公共の安全の確保
規制内容	「小型無人機」(ドローン法第2条第3項)の飛行を原則禁止	「小型無人機」及び「特定航空用機器」(ドローン法第2条第3項及び第4項)の飛行を原則禁止
許可制/届出制	施設管理者等に同意の上、府公安委員会へ通報(届出制)	施設管理者等に同意の上、都道府県公安委員会へ通報(届出制)
規制場所 期間 距離	【場所】咲洲地区(インテックス大阪)、関西国際空港、大阪市内の宿泊施設・訪問場所等 【期間】平成31年5月29日～同年6月30日 【距離】関西国際空港周囲 1,000m 咲洲地区・宿泊施設・訪問場所の周囲 300m	【場所】インテックス大阪、関西国際空港、大阪市内の宿泊施設・訪問場所(想定) 【期間】開催期間のみ(平成31年6月28日、29日) 【距離】関西国際空港周囲 300m インテックス大阪・宿泊施設・訪問場所の周囲 300m
安全確保措置	・警察官が(現に)小型無人機の飛行を行っている者に対して、危険を未然に防止するために必要な措置を命ずる。 ・上記命令に従わない場合等は、警察官が飛行の妨害、機器の破損等必要な措置を講ずる。	・警察官が(現に)小型無人機等の飛行を行っている者に対して、危険を未然に防止するために必要な措置を命ずる。 ・上記命令に従わない場合等は、警察官が飛行の妨害、機器の破損等必要な措置を講ずる。
罰則	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

（３） 条例制定に向けたスケジュール

- 平成30年12月20日～平成31年1月18日：パブリックコメント（府民意見等の募集）の実施
- 平成31年2月：府議会（2月定例会）に条例案を提出予定
- 平成31年4月1日：条例施行予定、同年6月30日限りで失効